

淡路広域水道企業団水道施設管理業務委託規程

平成 22 年 3 月 26 日
管理規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、淡路広域水道企業団の水道施設の管理業務（以下「管理業務」という。）を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委託基準)

第 2 条 企業長は、次に掲げる基準に該当し、かつ、相当と認める者に管理業務を委託することができる。

- (1) 淡路広域水道企業団入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 委託業者の決定までの間に、淡路広域水道企業団指名停止基準（平成 22 年淡路広域水道企業団訓令第 2 号）に基づく指名停止処分を受けてないこと。
- (5) 受託しようとする施設と同等規模以上の施設管理業務の元請けとしての実績を有すること。
- (6) 水道技術管理者の資格を有する者が常時在籍すること。
- (7) 管理業務に関する十分な知識を有し、実務経験を有する技術者を常時配置できること。

(委託契約等)

第 3 条 企業長は、管理業務を委託するに当たり、委託に係る必要な事項について契約を締結するものとする。

(受託の申込み)

第 4 条 委託を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、企業長に申し込まなければならない。ただし、継続して委託契約する場合には省略することができる。

- (1) 資格要件確認表

- (2) 委託を受けようとする者の事業概要が分かるもの（設立年月日、資本金及び事業内容が明記されたパンフレット等）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）
- (4) 水道施設その他施設の維持管理実績
- (5) 水道関係の資格その他資格の保有者数等
- (6) 水道関係従業員数及び総数
- (7) その他企業長が必要と認めるもの
（管理業務の内容）

第5条 管理業務の内容は、淡路広域水道企業団の水道施設のうち、企業長が定める施設の管理業務を行うこととし、詳細は仕様書で定める。

（秘密の保持）

第6条 受託者は、管理業務を遂行するに当たり知り得た一切の情報を保持し、企業長が指示する目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（事務引継ぎ）

第7条 委託契約が満了した場合又は企業長が委託契約を解除した場合は、受託者は、指定する期日までに委託業務に関する一切の事務を整理し、企業長又は企業長が指定する者に引き継がなければならない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、管理業務の委託について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。